

広島県公安委員会告示第2号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成28年1月12日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
5P1307	告示の日 (平成28年1 月12日)か ら3年間	ぱちんこ 遊技機	CRA スーパー海物 語 SAE1	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求 (愛知県名古屋市千種区今 池三丁目9番21号)	左同
5P1324	同上	同上	CRA スーパー海物 語 SAE2	同上	左同